

# 第 62 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 18 : 30 ~ 20 : 30

【場所】 市庁舎 18 階会議室 みなと 4 ・ 5

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 令和 8 年度 発達障害児・者施策関連予算案について 【資料 1】
- (2) 発達障害児・者に係る施策の取組について
- ア 令和 8 年度以降の発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組について  
【答申関連項目】 I ・ II ・ III ・ IV 【資料 2】
- イ 令和 7 年度地域療育センター事業推進連絡会 検討状況について 【資料 3】  
【答申関連項目】 I ・ II ・ III ・ IV
- ウ 学齢後期障害児支援事業の実施について 【資料 4】  
【答申関連項目】 I ・ II ・ III ・ IV
- エ 令和 7 年度 特別支援教育に関する取組みの状況について (報告) 【資料 5】  
【答申関連項目】 I ・ IV
- オ 発達障害地域連携プログラムの展開について 【資料 6】  
【答申関連項目】 IV
- カ 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について【答申】」の振り返りについて 【資料 7】  
【答申関連項目】 I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ VI
- キ 横浜市における状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援について  
【答申関連項目】 I ・ III 【資料 8】

## 3 その他

### 【参考】答申 (令和 2 年 6 月) における 6 つの大項目

- 【項目 I】 本人への支援
- 【項目 II】 保護者及び家族への支援
- 【項目 III】 支援機関の連携と役割分担
- 【項目 IV】 支援体制の強化・充実
- 【項目 V】 人材育成
- 【項目 VI】 障害理解の促進・普及啓発



令和7年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	日戸 由刈	相模女子大学 人間社会学部
3	教育関係者	冢田 三枝子	横浜高等教育専門学校
4	医療従事者	高橋 雄一	横浜市東部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	齊藤 共代	横浜市北部地域療育センター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	阿部 浩之	地域活動ホーム ガッツ・びーと西
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	柴田 珠里	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	伊原 文恵	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	平下 和子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和7年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	片山 久也
		障害施策推進課長	中村 剛志
		障害自立支援課長	飯野 正夫
		障害施設サービス課長	大津 豪
		精神保健福祉課長	秋山 直之
		企画課長	松村 健也
	こども青少年局	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
		医務担当部長	岩田 眞美
		障害児福祉保健課長	高島 友子
		青少年相談センター所長	山崎 三七子
		放課後児童育成課長	河原 大
		保育・教育支援課長	大槻 彰良
		保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
		企画調整課長	原 弘岳
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育担当部長	西野 均
特別支援教育課長		金井 国明	
特別支援教育相談課長		小池 美恵子	
事務担当	健康福祉局	障害施策推進課相談支援推進係長	渡辺 弥美
		障害施策推進課担当係長	松本 繭
		障害自立支援課就労支援係長	大野 悟
		障害施設サービス課地域施設支援係長	老松 太一
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	池田 隆介
		精神保健福祉課精神保健福祉係長	香月 正樹
	こども青少年局	障害児福祉保健課担当係長	川上 智昭
		障害児福祉保健課整備担当係長	坂井 千月
		障害児福祉保健課担当係長	菅原 政則
		障害児福祉保健課担当係長	永見 徹
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	野中 大介
		特別支援教育相談課担当係長	海老原 圭

令和8年度

予算概要

こども青少年局

令和8年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和8年度	差引	前年度比 (%)	備考
こども青少年費	412,406,274	422,551,271	10,144,997	2.5	
青少年費 <sup>(※)</sup>	25,136,734	26,224,780	1,088,046	4.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	245,243,013	254,329,161	9,086,148	3.7	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	142,026,527	141,997,330	△29,197	△0.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	467,318	466,737	△581	△0.1	
特別会計繰出金	467,318	466,737	△581	△0.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
<b>一般会計計</b>	<b>412,873,592</b>	<b>423,018,008</b>	<b>10,144,416</b>	<b>2.5</b>	

(特別会計)

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和8年度	差引	前年度比 (%)	備考
母子父子寡婦福祉資金会計	320,099	619,069	298,970	93.4	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	320,099	619,069	298,970	93.4	

※青少年費の一部は、令和8年度から健康福祉局へ移管します。

11 地域療育センター運営事業

				千円
本年度	3,994,368	本年度の 財源内訳	国	41,457
前年度	4,040,577		県	19,854
差引	△46,209		その他	109
			市費	3,932,948

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。  
また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。  
方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

【地域療育センターの主なサービス内容】

- (1) 相談・地域支援等
  - ア 相談対応
  - イ 巡回訪問
  - ウ 初期支援
  - エ 障害児相談支援
  - オ 療育講座
  - カ 保育所等訪問支援 等
- (2) 診療
  - ア 診断・検査
  - イ 評価・訓練 等
- (3) 集団療育（通園部門等）
  - ア 児童発達支援等



【上：地域療育センターにおける療育の様子】  
【下：「ひろば事業」の様子】

1 地域療育センター運営事業

39億9,437万円 (40億4,058万円)

新中期

(1) きょうだい児預かりの実施<拡充>

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。

(2) 初期支援の実施等

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	R8予算額
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	541,864
2 中部地域療育センター	西、中、南	482,223
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	403,554
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	494,664
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	467,476
6 地域療育センターあおば	青葉	358,819
7 北部地域療育センター	緑、都筑	539,359
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	544,556
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 161,853
合計		3,994,368

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

30

12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

				千円
本年度	31,734,616	本年度の 財源内訳	国	15,021,524
前年度	28,750,831		県	7,045,868
差引	2,983,785		その他	18,721
			市費	9,648,503

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

新中期

1 障害児通所支援事業等 283億2,528万円 (253億7,603万円)

- (1) 障害児通所支援事業
  - 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。
    - 障害児通所事業所見込数 983か所
    - 運営指導実施予定件数 200件
- (2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実
  - 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。
  - また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

2 学齢後期障害児支援事業 2億3,488万円 (2億3,437万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

3 障害児医療連携支援事業<拡充>

8,300万円 (7,222万円)

新中期

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケアサポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。

(3) 医療的ケア児・者等一時預かり事業<拡充>

ア 医療的ケア児・者レスパイト事業

家族が安心して休息をとれるよう、看護師等に自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。

8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。

イ メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入れを行います。

8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入れを推進します。

(4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費

8,740万円 (7,752万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

5 障害児入所支援事業等

30億406万円 (29億9,069万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント等を行うコーディネート業務を実施します。

31

# 令和8年度 予算概要

## 健康福祉局

### 健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款 健康福祉費	415,946,165	380,847,558	35,098,607	9.2	
1項 社会福祉費	68,969,958	64,932,112	4,037,846	6.2	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、難病対策費、葬務費
2項 障害者福祉費	160,288,339	146,061,325	14,227,014	9.7	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	15,483,717	16,615,762	△ 1,132,045	△ 6.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	142,967,659	138,977,213	3,990,446	2.9	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設整備費	23,813,827	10,174,453	13,639,374	134.1	健康福祉施設整備費
6項 健康推進費	4,422,665	4,086,693	335,972	8.2	健康づくり費、地域保健推進費
19款 諸支出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	
1項 特別会計繰出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	557,201,769	516,176,633	41,025,136	7.9	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)
国民健康保険 事業費会計	311,601,533	307,420,211	4,181,322	1.4
介護保険 事業費会計	358,910,241	341,795,181	17,115,060	5.0
後期高齢者医療 事業費会計	116,458,763	105,467,250	10,991,513	10.4
公害被害者救済 事業費会計	109,592	34,161	75,431	220.8
新墓園事業費会計	4,498,750	2,550,170	1,948,580	76.4
特別会計計	791,578,879	757,266,973	34,311,906	4.5

(単位：千円)

健康福祉局一般会計予算の財源		
	令和8年度	令和7年度
特定財源	(48.1)	(46.3)
一般財源	267,788,464	239,154,284
計	(51.9)	(53.7)
	289,413,305	277,022,349
	(100)	(100)
	557,201,769	516,176,633
	( )内は構成比 (%)	

6

## Ⅲ 障害者施策の推進

32

## 障害福祉主要事業の概要

障害者が希望する場所で自分らしく安心して生活することができるよう、障害施策に関わる中長期的な計画である「第4期横浜市障害者プラン」を令和3年度に策定し、各種事業を計画的かつ重層的に推進しています。

### 1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個人に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域特性や利用者の状況に応じて給付基準や内容を定める「地域生活支援事業」で構成されています。

#### (1) 自立支援給付関連

事業種別	本市事業名
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要16】 障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要18】
自立支援医療費等	障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 更生医療事業【予算概要27】 医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業
補装具費	補装具費支給事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

#### (2) 地域生活支援事業関連

本市事業名	事業内容
後見的支援推進事業【予算概要16】	障害者が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業【予算概要17】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行います。
地域活動支援センター(障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)【予算概要17】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業【予算概要18】	基幹相談支援センター等に配置された相談員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要18】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

33

### 2 その他の主な事業

前述の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

本市事業名	事業内容
障害者自立生活アシスタント事業等【予算概要16】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業【予算概要17】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する各区の「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。
重度障害者タクシー料金助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。

本市事業名	事業内容
障害者就労支援事業【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営について補助を行います。また、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等を行います。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業【予算概要29】	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。
精神科救急医療対策事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

### 3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日時点の人数。  
 【令和4年度】身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人 合計：181,127人  
 【令和5年度】身体障害：97,440人、知的障害：37,752人、精神障害：50,211人 合計：185,403人  
 【令和6年度】身体障害：96,774人、知的障害：39,234人、精神障害：53,675人 合計：189,683人

34

## 16 障害者の地域生活支援等

本年度		前年度		増△減
250億4,633万円		213億1,255万円		37億3,378万円
本年度の財源内訳				
国	94億4,560万円	県	46億5,197万円	
その他	193万円	市費	109億4,683万円	

### 事業内容

本人の生活力を引き出す支援を行い、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

〔「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。〕

### 1 障害者ホームヘルプ事業

〔新中期〕

239億7,552万円（203億4,308万円）

居宅介護事業のうち障害者ホームヘルプ事業では、身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。



【「地域で暮らす」を考える～「親あるうち」の「親なきあと」への備え～講演会の様子】

35

### 4 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>〔あんしん〕〔新中期〕

905万円（738万円）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。

### 5 持続可能で安定的な事業所運営に向けた支援

〔新中期〕

<新規・拡充> 1億360万円（4,559万円）

障害福祉事業所の持続可能で安定的な運営体制を確保するため、障害福祉サービス事業所へコンサルタントを派遣し、経営分析等の支援を行います。

また、障害福祉分野における人材確保と定着を図るため、人材確保・定着セミナーを開催するほか、新たに外国人材確保に向けた支援を実施します。

併せて、職員の介護業務の負担軽減や業務効率化を推進するため、事業所における介護ロボットやICT機器等の導入について、従来の障害者施設サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所と相談支援事業所にも対象を拡大し補助を行います。

### <主な取組>

- (1) コンサルタント派遣による経営分析等<新規>
- (2) 人材確保・定着セミナー
- (3) 外国人材確保支援（セミナーの開催）<新規>
- (4) 介護テクノロジー導入支援<拡充>



【介護ロボットを導入した支援の様子】

36

6 障害者社会参加促進事業<拡充> **新中期**  
7,062万円 (6,630万円)

障害者の社会参加の促進に向けて、手話通訳者等養成事業や障害者社会参加訓練事業を実施します。あわせて、手話施策推進法の施行をふまえ、手話奉仕員養成にかかる講師確保や新たに学生向けの手話講座など、手話施策の充実に取り組みます。

7 メタバース空間を活用した交流機会創出事業<新規> **新中期**  
250万円 (0万円)

対面でのコミュニケーションや外出が難しい障害者などが、より多くの人と交流できるよう、メタバース空間を活用した交流会等の創出に向け、ニーズ調査を行います。

8 障害者手帳のデジタル化<新規> 330万円 (0万円)

紙またはカードで発行している障害者手帳について、携行方法の選択肢を広げ、利便性の向上を図るため、スマートフォンアプリを活用したデジタル化を推進します。

コラム 「手話リンク」の導入

聴覚障害者などが、市役所や区役所へ手話による電話での問い合わせができるよう、「手話リンク」サービスを導入します。

窓口等に出向かなくても、スマートフォンなどを利用し、本市ウェブサイト上の「手話で電話」ボタンを押すことで、手話通訳オペレーターを介してお問い合わせなどすることができます。(8年3月～導入予定)

【イメージ図】



画像提供元:総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

## 17 障害者の地域支援の拠点

本年度	前年度	増△減	
116億255万円	108億2,106万円	7億8,149万円	
本年度の財源内訳			
国	32億9,960万円	県	16億4,980万円
その他	9万円	市費	66億5,306万円

### 事業内容

1 多機能型拠点運営事業<拡充>[あんしん] **新中期**  
5億4,372万円 (2億7,811万円) ※

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所等を一体的に提供する拠点施設の運営について補助を行います。8年度は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等への支援を強化するため、生活介護及び相談支援に対する運営費の補助を拡充します。(4か所)

※事業移管による自立支援給付費の増: 2億2,200万円



【多機能型拠点】▶



▶【地域活動ホーム】▶

2 障害者地域活動ホーム運営事業 **新中期**  
65億3,941万円 (61億6,335万円)

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。  
(41か所:社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)

3 精神障害者生活支援センター運営事業[あんしん] **新中期**  
14億4,354万円 (13億9,554万円)

統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営について補助等を行います。  
(18か所)

4 地域活動支援センターの運営[あんしん] **新中期**  
30億7,588万円 (29億8,406万円)

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設の運営について補助を行います。  
(134か所(8年度未見込))



## 18 障害者の相談支援

本年度	前年度	増△減	
24億5,419万円	22億7,365万円	1億8,054万円	
本年度の財源内訳			
国	11億3,531万円	県	5億6,765万円
その他	1万円	市費	7億5,122万円

### 事業内容

- 1 障害者相談支援事業** 10億5,895万円 (10億1,752万円) 【新中期】
- 基幹相談支援センター等において、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害者が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。



【基幹相談支援センターの相談員ミーティングの様子】

### 2 計画相談・地域相談支援事業 【新中期】

13億5,346万円 (12億1,670万円)

障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。

また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。

その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。

### 3 発達障害者支援体制整備事業【あんしん】 【新中期】

4,178万円 (3,943万円)

発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実施します。

## 19 障害者の防災対策の取組

本年度	前年度	増△減	
2,746万円	6,070万円	△3,324万円	
本年度の財源内訳			
国	1,263万円	県	125万円
その他	844万円	市費	514万円

### 事業内容

- 1 災害時障害者支援事業 (EV車導入支援)【基金】** 720万円 (2,295万円)
- 「横浜市地震防災戦略」に基づき、誰もが安心して生活を送ることができる仕組み作りの一環として、万が一の災害発生時においても、電源を確保し、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入費用について補助を行います。
- 2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】** 498万円 (738万円) 【新中期】
- 電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、災害時にも電源を確保できるよう、蓄電池等の非常用電源装置の購入について補助を行います。

### 3 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 養成支援事業 【新中期】

28万円 (37万円)

自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。

### 4 非常用自家発電設備設置費補助 1,500万円 (3,000万円)

障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用について補助を行います。

#### コラム 「災害派遣精神医療チーム (DPAT)」とは

地震や事故など大きな災害が起きると、不安やストレスで精神的な問題や困りごとが増加します。DPATは精神科医師や看護師等で構成され、被災地域の精神面でのニーズや課題を把握し、こころのケアや精神科医療を提供するなど、被災地でこころの健康を支える活動を行います。

DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team

## 20 障害者の移動支援

本年度	前年度	増△減	
80億円	77億2,382万円	2億7,618万円	
本年度の財源内訳			
国	14億285万円	県	7億143万円
その他	7,743万円	市費	58億1,829万円

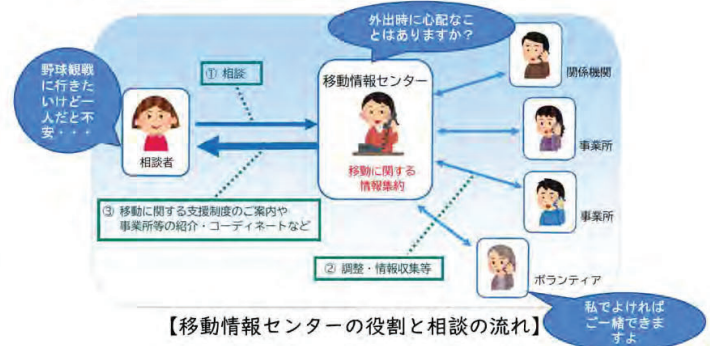
### 事業内容

障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

- 1 福祉特別乗車券交付事業** [新中期]  
 34億2,223万円 (32億1,886万円)  
 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドライン及び一部地域公共交通を利用できる乗車券(福祉バス)を交付し、障害者等の外出を支援します。  
 ・利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)
- 2 重度障害者タクシー料金助成事業【あんしん】** [新中期]  
 7億597万円(7億4,764万円)  
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。なお、8年10月から、1乗車あたり7枚の利用枚数制限を撤廃します。(助成額1枚500円 交付枚数 年84枚)

- 3 障害者自動車燃料費助成事業** [新中期]  
 3億2,312万円(3億858万円)  
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。(助成額1枚1,000円 交付枚数 年24枚)

- 4 移動情報センター運営等事業【あんしん】** [新中期]  
 1億8,135万円(1億6,710万円)  
 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターの運営(18区社会福祉協議会)について補助を行います。



41

- 5 障害者ガイドヘルプ事業<拡充>【あんしん】** [新中期]  
 26億5,163万円(26億2,253万円)  
 単独で外出が困難な重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に対して、ガイドヘルプサービスを提供します。また、ガイドヘルパー等資格取得にかかる研修受講料助成について、「喀痰吸引等研修」を対象に追加します。

- 6 障害者移動支援事業【あんしん】** [新中期]  
 1億8,189万円(1億6,633万円)

- (1) ハンディキャブ事業  
 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行う団体に対し事業経費の補助を行います。
- (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業  
 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部について補助を行います。
- (3) ガイドボランティア事業  
 障害児・者等が外出する際の付き添い等を行うボランティア活動を支援する団体に対し事業経費の補助を行います。



【ユニバーサルデザインタクシー】▶

- 7 障害者施設等通所者交通費助成事業** [新中期]  
 4億9,270万円(4億6,438万円)  
 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

- 8 障害者自動車運転訓練費・改造費助成事業【あんしん】** [新中期]  
 4,111万円(2,840万円)  
 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

42

## 21 障害者支援施設等自立支援給付費

本年度		前年度		増△減
481億8,307万円		421億7,433万円		60億874万円
本年度の財源内訳				
国	240億8,592万円	県	120億4,273万円	
その他	4万円	市費	120億5,438万円	

### 事業内容

障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

#### 1 主な障害福祉サービス

- (1) 施設入所支援  
施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。
- (2) 生活介護  
施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

- (3) 自立訓練  
理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。(機能訓練)  
食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。(生活訓練)
- (4) 就労支援(就労選択支援、就労継続支援、就労移行支援等)  
就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理(アセスメント)等を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。  
また、就労・生産活動の機会の提供、一般就労に向けた支援や就労後の職場定着のための支援を行います。

#### 2 利用者数見込

延べ19,638人(月平均)



【生活介護の様子(左)・就労支援の様子(右)】

43

## 22 障害者グループホーム設置運営事業

本年度		前年度		増△減
240億4,215万円		221億9,016万円		18億5,199万円
本年度の財源内訳				
国	100億523万円	県	49億9,618万円	
その他	—	市費	90億4,074万円	

### 事業内容

- 1 設置費補助 新中期  
1億1,392万円(1億1,099万円)  
障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等について補助を行います。  
(1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所  
※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(過齢児)移行相当分  
(2) スプリンクラー設置補助 14か所  
※新設・移転ホーム分 12か所 ※既設ホーム分 2か所
- 2 運営費補助等<拡充> 新中期  
238億4,395万円(220億3,176万円)  
(1) グループホームにおける運営、支援の強化等を図るため、家賃、人件費等の一部の補助を行います。  
※8年度末時点見込1,067か所(うち新設44か所)

- (2) グループホームと利用希望者とのマッチングの支援を強化するとともに、グループホームにおける支援の質の向上のため、グループホーム職員を対象とした研修を行います。<拡充>
- (3) グループホーム事業所への経営分析<再掲(P36)>



【障害者グループホームの外観(左)・リビング(右)】

#### 3 高齢化・重度化への対応<拡充>

新中期

8,428万円(4,741万円)

- (1) 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等の補助を行います。また、既存ホームのバリアフリー改修の補助を行います。[あんしん]
- (2) 多様なニーズに対応するため、重度の障害特性や高齢化等により少人数の生活が望ましい方や、より手厚い支援の必要な方を対象に、8年度から新たに、2~3名定員の小規模なグループホームの家賃、人件費等の一部の補助を行います。<拡充>

44

## 23 障害者施設・設備の整備

本年度	前年度	増△減	
4億974万円	11億1,567万円	△7億593万円	
本年度の財源内訳			
国	5,148万円	県	—
その他	265万円	市費	3億5,561万円

### 事業内容

- 1 障害者施設整備事業【あんしん】 8,894万円（2億2,465万円）  
 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する費用について補助を行います。  
 ・多機能型拠点（5館目（中央部方面）設計費）  
 ・改修（大規模修繕費）3か所
- 新中期
- 2 松風学園再整備事業 3億893万円（8億7,640万円）  
 居住者の利用環境及び職員の職務環境改善のため、福祉ホーム棟を解体し、管理棟の改修工事に着手します。  
 9年度以降は体育棟改修工事などを行う予定です。

- 3 障害者施設安全対策事業 1,187万円（1,462万円）  
 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用について補助を行います。  
 ・防犯対策 9施設



【松風学園 日中活動棟（新設）】

45

## 24 障害者の就労支援

本年度	前年度	増△減	
3億4,605万円	3億4,323万円	282万円	
本年度の財源内訳			
国	—	県	—
その他	1,222万円	市費	3億3,383万円

### 事業内容

- 1 障害者就労支援センター事業 3億613万円（3億613万円）  
 就労に関する相談支援、就職を希望する方への就職支援、働き続けるための定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営について補助を行います。  
 ・障害者就労支援センターの運営支援 9か所
- 新中期
- 2 障害者共同受注事業【基金】 2,517万円（2,437万円）  
 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。  
 また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。

- 3 障害者の就労啓発等 1,475万円（1,273万円）  
 障害者就労の理解を広げるため、「働きたい！わたしのシンポジウム」を実施します。障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。



【働きたい！わたしのシンポジウムの様子】

46

## 25 障害者のスポーツ・文化

本年度	前年度	増△減	
13億3,229万円	12億3,490万円	9,739万円	
本年度の財源内訳			
国	1億3,424万円	県	5,651万円
その他	47万円	市費	11億4,107万円

### 事業内容

#### 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組

新中期

13億3,229万円(12億3,490万円)

障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール・ラポール上大岡)を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組みとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実に図ります。

〈主な取組〉

##### (1) リハビリテーション・スポーツ教室

横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施

##### (2) 地域支援事業

障害者が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室や福祉施設職員への研修の開催



【市内福祉施設での出張教室(地域支援事業)】※写真はボッチャの様子

##### (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務

派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマビック」の開催や出場選手の強化練習等の実施

##### (4) 文化振興事業

障害者の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施



【横浜ラポールでの絵画制作プログラム(文化振興事業)】

##### (5) 個別の健康増進事業

障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等

47

## 26 障害者差別解消・障害理解の推進

本年度	前年度	増△減	
3,796万円	3,598万円	198万円	
本年度の財源内訳			
国	1,380万円	県	690万円
その他	—	市費	1,726万円

### 事業内容

#### 1 啓発活動

765万円(781万円)

幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。

- (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動
- (2) 交通機関等での啓発動画掲載

新中期

#### 2 情報保障の取組

2,058万円(1,844万円)

聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。

- (1) 手話通訳者のモデル配置(2区)
- (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示(全区)
- (3) 市民宛の通知に関する点字等対応

- (4) 市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等

新中期

- 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円(811万円)  
差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。

新中期

- 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円(162万円)  
相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。



【障害者週間イベントの様子】

48

## 27 重度障害者医療費助成事業・更生・育成医療給付事業

新中期

本年度	前年度	増△減	
169億9,451万円	162億7,268万円	7億2,183万円	
本年度の財源内訳			
国	24億6,862万円	県	55億6,529万円
その他	20億340万円	市費	69億5,720万円

### 事業内容

新中期

1 重度障害者医療費助成事業 122億1,575万円 (116億2,972万円)  
 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

- (1) 対象者：次のいずれかに該当する方
- ア 身体障害1・2級
  - イ IQ35以下
  - ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下
  - エ 精神障害1級 (入院を除く)
- (2) 対象者数見込 計 54,575人
- ア 被用者保険加入者 16,340人
  - イ 国民健康保険加入者 15,158人
  - ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,077人

2 更生・育成医療給付事業 47億7,876万円 (46億4,296万円)  
 18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成\*します。

- (1) 更生医療給付 (対象：18歳以上の身体障害者)
- ・対象者数見込 2,395人
  - ※医療費の窓口負担：1割に軽減
  - 負担上限月額：0円～40,200円

- (2) 育成医療給付 (対象：18歳未満の身体障害児等)
- ・対象者数見込 142人
  - ※医療費の窓口負担：1割に軽減
  - 負担上限月額：0円～20,000円

49

## 28 こころの健康対策

本年度	前年度	増△減	
107億7,635万円	100億9,541万円	6億8,094万円	
本年度の財源内訳			
国	52億3,747万円	県	5,514万円
その他	152万円	市費	54億8,222万円

### 事業内容

新中期

1 自殺対策事業<拡充> 8,002万円 (7,483万円)  
 第2期横浜市自殺対策計画に基づき、総合的に対策を進め、自殺死亡率の低減に向けて取り組みます。

- (1) こども・若者の自殺対策の強化<拡充>
- ・新たに、「こども・若者の自殺対策強化チーム」の設置
  - ・精神科救急等による自殺のハイリスクのこども・若者への危機対応
  - ・地域でこどもと関わることの多い幅広い市民に向けたゲートキーパー養成の推進
- (2) 普及啓発・相談支援  
 若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。

(3) 自死遺族支援、自殺未遂者支援

電話相談等による自死遺族支援を実施します。また、自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や自殺未遂者が相談窓口につながりやすくなるよう、ツールを作成するなど、支援を充実させます。

新中期

2 医療費公費負担事業 106億1,918万円 (99億4,543万円)  
 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。

3 精神保健福祉対策事業<拡充>【基金】

新中期

7,715万円 (7,515万円)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、7年度から一部精神科病院を対象に開始した「入院者訪問支援事業」について、市内全28病院に拡大して実施します。

### コラム 「こども・若者の自殺対策強化チーム」とは

市役所の関連区局や精神科医・心理士等の専門家で構成する「こども・若者の自殺対策強化チーム」が、自殺リスクの高いこども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対し、本人や家族への接し方、危機対応支援のほか、医療・相談機関、地域の居場所など、社会資源へつながるよう支援していきます。

さらに、教員等に対する研修(対応方法や事例検討)、学校での出前講座を実施し、学校や地域の支援者等における自殺対策力を高めます。

50

## 29 依存症対策事業

本年度	前年度		増△減
6,534万円	7,431万円		△897万円
本年度の財源内訳			
国	3,713万円	県	90万円
その他	14万円	市費	2,717万円

### 事業内容

第2期横浜市依存症対策地域支援計画（8年3月策定予定）に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。

新中期

### 1 依存症対策の推進 6,534万円（7,431万円）

市販薬・処方薬、オンラインギャンブル等の依存への対策や依存症に対する偏見の解消を図るため、新たな啓発動画の制作や啓発イベントを実施します。

支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。

さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、依存症専門相談や当事者への回復プログラム、家族教室、支援者研修を開催します。

- (1) 地域支援計画推進
- (2) 専門相談支援事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 連携推進事業
- (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催
- (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援



【依存症支援者向けガイドライン（左）・家族向けリーフレット（右）】

51

## 30 精神科救急医療対策事業

本年度	前年度		増△減
3億6,127万円	3億5,700万円		427万円
本年度の財源内訳			
国	6,610万円	県	1,065万円
その他	44万円	市費	2億8,408万円

### 事業内容

県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

### 1 精神科救急医療対策事業<拡充> 3億6,127万円（3億5,700万円）

新中期

#### (1) 精神科救急医療の受入体制<拡充>

措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医の応援派遣体制を確保した病院に対する待機料を新たに設定します。

#### (2) 精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

#### (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床）

精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。

52

令和 8 年度

予算概要

教育委員会

■ 教育予算案について

上段は事業費、下段 ( ) は市債＋一般財源

区分	8年度予算額	7年度予算額	増▲減	前年度比
一般会計	3,337億3,366万円 (2,616億5,225万円)	2,978億2,647万円 (2,359億2,501万円)	359億719万円 (257億2,724万円)	12.1% (10.9%)
教育施策の推進にかかる経費	989億7,985万円 (790億9,713万円)	※ 839億4,503万円 (677億3,052万円)	150億3,482万円 (113億6,661万円)	17.9% (16.8%)
教職員人件費等	1,858億6,651万円 (1,410億6,819万円)	1,713億3,243万円 (1,310億5,143万円)	145億3,408万円 (109億1,676万円)	8.5% (7.6%)
教育施設整備費	488億8,730万円 (414億8,693万円)	425億4,901万円 (371億4,306万円)	63億3,829万円 (43億4,387万円)	14.9% (11.7%)

※8年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。

■ 市立学校の学校数等

区分	8年度	7年度	差引	区分	8年度	7年度	差引	区分	8年度	7年度	差引
学校数	校	校	校	児童生徒数	人	人	人	学級数	学級	学級	学級
小学校	504	505	△ 1	小学校	248,505	252,289	△ 3,784	小学校	10,503	10,465	38
中学校	335	336	△ 1	中学校	163,509	165,704	△ 2,195	中学校	7,172	7,188	△ 16
義務教育学校	144	144	0	義務教育学校	73,423	74,962	△ 1,539	義務教育学校	2,578	2,535	43
高等学校	3	3	0	高等学校	2,413	2,428	△ 15	高等学校	100	101	△ 1
特別支援学校	9	9	0	特別支援学校	7,650	7,723	△ 73	特別支援学校	215	215	0
	13	13	0		1,510	1,472	38		438	426	12

※8年度の児童生徒数及び学級数は推計値、7年度の児童生徒数及び学級数は実数値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

※小学校は、市場小学校けやき分校、新井小学校桜坂分校を含む

※中学校は、新井中学校桜坂分校、南高等学校附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を含む

※高等学校のうち、戸塚高校（全日制と定時制）、横浜商業高校（全日制と別科）はそれぞれ1校として計上

※中学校は、7年度は全年40人学級、8年度は1年生のみ35人学級で算出

※特別支援学校は、通級指導教室を含まない

柱1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

施策4	多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現		<b>取組内容</b> 不登校や貧困、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒など、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。		
	本年度	6,351,662千円		<b>(1) 多様な学びの支援体制の構築</b> <span style="float:right">167,958千円 (155,328千円)</span>	
	前年度	6,025,664千円		①就学・教育相談事業 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、ふさわしい学びの場についての就学・教育相談を実施します。	
	差引	325,998千円		11年度の新たな教育センターの開設に向けて、児童生徒、保護者、学校の多様なニーズに対応できるよう、ハード面での検討と併せ、専門職の活用や多角的なアセスメントの実施方法に関する協議等、窓口・人材・システムの一元化によるワンストップの支援体制の構築準備を進めます。	
本年度の財源内訳	国・県	1,079,078千円	<b>新中期 ▶ (2) 小・中学校、高校における特別支援教育の推進</b> <span style="float:right">334,998千円 (320,977千円)</span>		
	その他	17,894千円		①一般学級等に在籍する、特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援の充実	
	市債	57,000千円			◆特別支援教室活用推進校の拡充【拡充】 小・中・義務教育学校で、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、非常勤講師を配置する特別支援教室活用推進校を拡充します。 <配置校数：R7：120校→R8：170校>
	一般財源	5,197,690千円			
◆通級指導教室の運営 通級指導教室の充実に向けて、通級指導教室で使用する機材（オージオメータなど）等の整備を行います。 <R8設置校数 小学校：17校、中学校：5校、高等学校：1校 特別支援学校：2校>					
◆小・中・義務教育学校における医療的ケアの実施 日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（ただし、肢体不自由特別支援学校を除く。）に対し、当該児童生徒への配慮及び当該校への支援を目的として、学校に看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。					

21

◆特別支援教育支援員事業 小・中・義務教育学校に、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒をケアする特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置します。 特別支援教育支援員の配置と教員との連携をより一層推進し、特別な支援や配慮が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
②教職員の特別支援教育に係る専門性の向上
◆特別支援教育における専門職との連携 肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣し、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面などの学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。
◆個別支援学級コンサルテーション事業【拡充】 多様な子どもたちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教員に対し、発達障害等の専門的支援に見識と実績のある民間事業者のノウハウを提供する「個別支援学級コンサルテーション事業」を実施し、教員の発達障害等への理解をさらに深めます。
<b>(3) 特別支援学校の充実</b> <span style="float:right">1,540,365千円 (1,454,932千円)</span>
①スクールバス運行事業【拡充】 社会情勢の変化に伴う人件費や燃料費の高騰及び交通事業者の働き方改革に伴う、乗務員等の担い手不足に対応するとともに、既存の運行体制を維持しつつ、特別支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバス等を運行します。 また、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両（原則看護師が同乗）は、台数を増やし、運行コースの拡充を図ります。 <通学用スクールバス等の運行：50コース、福祉車両の運行：R7：33コース→R8：56コース>
②特別支援学校医療的ケア体制整備事業 児童生徒の多様化する医療的ニーズへの対応や通学支援を充実させるため、肢体不自由特別支援学校6校に学校看護師を配置します。また、看護師のとりまとめ役となる主任級を2名配置し、組織体制の強化を図ります。 それに加えて、高度化する医療的ケアへの対応及び学校看護師の質の向上を図るため、研修を実施します。 人工呼吸器等高度な医療的ケア児の保護者の付添い解消について、引き続き、宿泊行事等への付添い解消に向けたモデル的実践を実施します。また、医療的ケア等があり、自宅で訪問教育を受けている家庭への負担軽減に取り組めます。

22

③肢体不自由特別支援学校への非常用電源の整備【拡充】

医療的ケアが必要な児童生徒が使用する医療機器等（人工呼吸器、喀痰吸引器等）や、体温調節に必要な空調設備等に対し、非常時も電源供給を続けられるよう、肢体不自由特別支援学校敷地に無停電発電設備等を新たに設置します。

（４）交流及び共同学習の推進

6,610千円（5,553千円）

若葉台地域において、小学校と特別支援学校の児童生徒が安心して学び続けられるための、新たな交流及び共同学習の検討・研究・実践等に、大学とも連携しながら、取り組みます。

また、これまでの取組内容の成果等を踏まえながら、次年度以降の事業展開の方向性を検討します。

（５）不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

1,122,482千円（1,088,776千円）

7年8月に開設した不登校児童生徒支援拠点「ハートフルセンター上大岡」で、子どもたちの声を大切にしながら、安心できる居場所と感じられる空間づくりと、自分に合った学びを選べる柔軟で多面的な支援に取り組みます。

また、その取組を市内の各学校や他施設にも広げ、関係機関との連携を進めるハブとしての機能を強化し、不登校児童生徒一人ひとりに合った多様な学びの場の確保と保護者支援の充実に取り組みます。

①安心して過ごせる多様な学びの場の推進

◆リアルな居場所に加え、オンラインやバーチャル空間を活用した、誰もが安心して楽しめる交流の場と学びの機会を、ハートフルセンター上大岡から全市に展開します。【新規】

◆校内ハートフルや特別支援教室等、各学校での支援の充実を図ります。

◆学びの多様化学校等、不登校児童生徒の実態に配慮した学びの調査研究に取り組みます。【新規】

②児童生徒一人ひとりに合った支援と保護者支援の充実【新規】

保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、ハートフルセンター上大岡を拠点に、保護者同士が気軽に集まり、交流や情報交換ができる「ハートフルカフェ」を定期的に開催するとともに、相談窓口の強化や情報提供の充実を図ります。



バーチャル空間



ハートフルセンター上大岡

新中期 ▶（６）日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

351,746千円（323,983千円）

①状況に応じた日本語指導の支援の充実

日本語支援拠点施設、国際教室、日本語教室、夜間学級などにおいて、施設の特徴などを生かした日本語指導を行います。

日本語支援アドバイザー、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員など、専門支援員による支援体制を強化します。

②教職員等の日本語指導の資質・能力の向上

国際教室担当者会、日本語指導者養成講座等の研修をさらに充実します。

日本語支援アドバイザーの学校訪問やオンラインによる相談・研修を充実します。

③今後の日本語指導に関する支援の在り方の検討【新規】

市内全域の児童生徒が日本語初期指導を受けられるよう、日本語支援拠点施設の授業のノウハウを生かして、ライブ配信による授業を新たに開始します。

また、オンラインによる授業を在籍校教員が視聴することで、在籍校での日本語初期指導の充実を図ります。



オンラインによる日本語指導  
7年6月試行

新中期 ▶（７）子どもの貧困対策の推進

2,546,573千円（2,478,868千円）

市立小・中学校における就学援助の受給者に対して、引き続き確実に経済的支援を届けるとともに、学びの継続や進学意欲の喚起につながる学習面からの支援を行います。

①経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者に、就学援助費を支給します。また、個別支援学級に通学する児童生徒の保護者に、個別支援学級就学奨励費を支給します。

②経済的に困難かつ学業優秀な高校生への就学奨励のため、給付型奨学金を支給します。

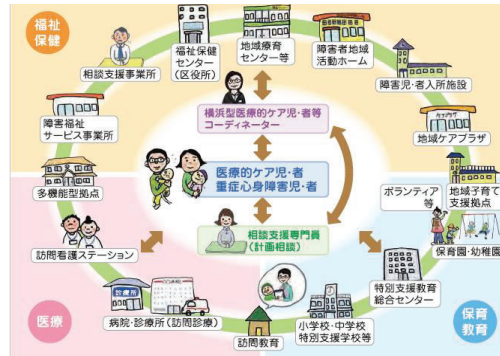
③学習習慣が十分身につけていない小・中学生を対象に、放課後学習支援を実施します。



放課後学習支援

柱4 社会全体で子どもを支える教育の推進

施策2	福祉・医療等とのつながりによる支援の充実		取組内容 全ての子どもの可能性を広げるため、子どもを取り巻く多様化・複雑化した課題等を踏まえ、学校だけで子どもを守り、支えることは困難であり、特に、福祉・医療等の機関と顔の見える関係を作り、連携・協働を充実させることで、子ども一人ひとりを守り、支えることにつなげます。
	本 年 度	1,316,789千円	新中期 ▶ 多様化・複雑化した課題への重層的な対応 子どもの安全・安心な居場所の確保 1,315,316千円 (1,299,220千円)
	前 年 度	1,301,449千円	①医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】 (こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施、4局合計 54,347千円)  医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。
	差 引	15,340千円	
本年度の財源内訳	国・県	429,385千円	8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。
	その他	5,449千円	
	市債	-	
	一般財源	881,955千円	
②健康・安全教育推進事業【再掲】 児童生徒等を取り巻く健康課題(けがの予防、性に関する指導、薬物乱用防止、睡眠の大切さ等)について、学校が課題意識に応じて医師等の専門家を引き、授業等を行います。 また、性暴力に関する正しい知識や対処法を学ぶ「いのちの安全教育」について、新たに専門家による授業等を拡充し、児童生徒にとってより受け入れやすく、より効果的な授業にできるよう取り組みます。			



出典「医療的ケア啓発パンフレット(3年3月31日第2版)」

37

③こども・若者の自殺対策強化チームの設置【新規】(健康福祉局予算) 自殺の危険性がある児童生徒等への対応が困難な学校等の支援者に対し、 <u>精神科医等の専門家による「こども・若者の自殺対策強化チーム」が支援方針の検討・助言等を行い、地域における自殺対策力の向上を図ります。</u>	<p>チームでの連携イメージ</p>	
④SC及びSSWの配置【再掲】 心理の専門職であるスクールカウンセラー(SC)や スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置を継続し、一人ひとりの子どもや保護者に寄り添った専門的支援を実施します。区役所や児童相談所、関係機関等との連携を強化しながら、子どもが安心して学校生活が送れるよう取り組みます。		
⑤幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続【再掲】 就学後の支援や指導に配慮が必要な事項などを、幼保小が共有し、子どもの育ちを支えます。		
⑥子どもの安全・安心な居場所の確保 子どもが学校から下校したあと(放課後)の安全・安心な居場所を確保し、学校との連続性を持ちながら学ぶことができるよう、1人1台端末を利用できる学習環境を確保する等、学校と放課後キッズクラブ・放課後児童クラブとの連携を強化します。		
		<p>放課後キッズクラブの活動</p>

38

## 令和 8 年度 教育予算総括表

(単位：千円。上段は事業費、下段 ( ) は市債＋一般財源)

款項目	8 年度 予算額	7 年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)	備考
17款 教育費	333,733,660 (261,652,245)	297,826,468 (235,925,005)	35,907,192 (25,727,240)	12.1 (10.9)	
1 項 教育総務費	213,136,639 (165,552,011)	※196,378,478 (153,501,497)	16,758,161 (12,050,514)	8.5 (7.9)	教育委員会費、事務局費、教職員費、教育指導振興費、教育センター費、特別支援教育指導振興費、教育相談費
2 項 小学校費	15,103,101 (15,048,564)	13,811,283 (13,757,998)	1,291,818 (1,290,566)	9.4 (9.4)	学校管理費、学校運営費
3 項 中学校費	7,263,129 (7,212,817)	6,320,759 (6,277,466)	942,370 (935,351)	14.9 (14.9)	学校管理費、学校運営費
4 項 高等学校費	1,194,161 (332,039)	1,136,923 (266,950)	57,238 (65,089)	5.0 (24.4)	学校管理費、学校運営費
5 項 特別支援学校費	1,921,615 (1,869,079)	1,875,071 (1,828,238)	46,544 (40,841)	2.5 (2.2)	学校管理費、学校運営費
6 項 生涯学習費	6,929,305 (6,854,620)	4,102,790 (4,018,896)	2,826,515 (2,835,724)	68.9 (70.6)	生涯学習推進費、文化財保護費、図書館費
7 項 学校保健体育費	39,298,406 (23,296,184)	31,652,159 (19,130,896)	7,646,247 (4,165,288)	24.2 (21.8)	学校保健費、学校体育費、学校給食費、学校給食物資購入費
8 項 教育施設整備費	48,887,304 (41,486,931)	42,549,005 (37,143,064)	6,338,299 (4,343,867)	14.9 (11.7)	学校用地費、小・中学校整備費、高等学校整備費、特別支援教育施設整備費、学校施設宮繕費、学校施設整備基金積立金

※8年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。



## 令和8年度以降の発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組について

令和6年度の検討会をはじめ、令和7年度はペアレントメンター等の取組の実施に向けて、推薦基準や研修プログラム案など具体的な事項の検討を進めてきました。その検討結果等を踏まえ、発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組について、令和8年度以降に取り組むべき事項を整理します。

### 1 これまでの取組状況

令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組の検討会の開催(全3回)</li> <li>・第2回発達障害検討委員会において、検討会のまとめを報告</li> </ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回発達障害検討委員会において、保護者支援に係る取組の進捗の報告</li> <li>・団体(横浜障害児を守る連絡協議会)へのヒアリング</li> <li>・発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組の検討会の開催(全1回)</li> </ul>

### 2 保護者支援に係る取組の目指す姿

発達障害のある子を育てる保護者が、身近な地域やオンラインで、先輩保護者と話し、共感や情報を得ることでエンパワメントされ、本人とその家族の孤立を防ぎ、安心して子育てができる地域を目指します。

※先輩保護者は、同じ立場で悩みを経験してきた当事者でもあります。こうした経験に基づく言葉は、現在子育てをしている保護者にとって安心や支えにつながります。

### 3 令和8年度以降に取り組むべき事項

#### (1) 保護者支援の取組の試行実施

保護者の参加しやすい活動方法と効果等を確認するため、試行的に先輩保護者の話を聞く取組を実施し、その効果等を参加者へのアンケート(ニーズ、満足度、不安感など)実施により確認し、取組の実施に向けて検証する必要があります。

#### 【取組イメージ】

	プランA	プランB	プランC
対象	未就学～学齢児	未就学児	学齢児
方法	オンライン	対面	対面
日時	土日日中/平日夜間	平日日中	平日日中
内容	メンター同士が子育て経験を話し合う座談会を聞く	既存の活動の場に出向く(地域活動ホームや療育センターなど)	既存の活動の場に出向く
備考	初めて参加する方の心理的なハードルを下げる 就労世帯も参加しやすい	子どもも一緒に参加しやすい施設での開催が望ましいか	教育委員会や学校への周知も行う

※オンラインは少人数、顔の見える形を想定

(2) パARENTメンター養成研修の試行実施

養成研修の試行実施により、より効果的な研修となるよう、必要な研修のプログラムや項目を検証し、より効果的な研修にしていく必要があります。

【実施イメージ】

項目	内容
目的	ペアレントメンター養成研修に必要なプログラム内容の精査
内容案	保護者支援の基本的な心構え、相談を受ける際に適切な距離を保つ基礎知識、守秘義務
講師	保護者団体の代表/カウンセリング技法に詳しい臨床心理士・公認心理士など
時間	半日程度

(3) ピアサポート活動としての活動内容や活動状況の公表

ア 公表内容

本市WEBサイト等を活用して、団体名、活動内容、対象年齢、活動地域などを公表する必要があります。

イ 公表対象となる団体の基準

基準	内容
実施体制	年間の活動人数の報告ができる体制であること
継続性	単発ではなく、継続的に活動している(規約や運営体制が整備され、年間活動予定がある)
公平性	希望する方が参加できるなど、広く開かれている
行政等との連携	区役所や障害者支援センター等と連携が取れている

※公表された団体は、横浜市で実施するピアサポート活動の実施団体として位置付けられることとなります。

ウ 事務フローイメージ

原則として、横浜市電子申請・届出システム等を活用し、年1回横浜市に実績を報告いただくこととします。(地域訓練会の場合は、障害者支援センターと個別に調整する予定です。)

(4) 障害者プランの振り返り

ペアレントメンターの養成は令和8年度以降に開始予定ですが、ピアサポート活動については、これまでの検討により一定の整理ができています。このため、本市WEBサイト等に地域訓練会等のピアサポートの活動団体を掲載し、活動への参加人数も把握していきます。

(5) 今後のスケジュール

- <令和7年度> 2月 発達障害検討委員会にて報告  
ピアサポート活動の掲載依頼、調整  
研修プログラム案の確定、講師調整
- 3月 保護者支援の取組の試行実施案の確定
- <令和8年度> 6月 養成研修の試行実施
- 7月 保護者支援の取組の試行実施
- <令和9年度> ペアレントメンター養成、メンター活動の開始予定

【参考】障害者プランにおける指標

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントメンターの人数	検討	実施	実施
ピアサポート活動への参加人数	検討	実施	実施
ペアレントトレーニング実施者養成研修(事業所数/年)	30 か所	30 か所	30 か所
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数・受講者数	実施者数:30 か所、 受講者数:450 人	実施者数:30 か所、 受講者数:450 人	実施者数:30 か所、 受講者数:450 人

## 令和7年度地域療育センター事業推進連絡会 検討状況について

### 1 趣旨

地域療育センター（以下「センター」という。）は、これまでも社会情勢や制度改正等に対応するため、あり方について検討を重ねながら、課題への対応策を進めてきました。一方で、社会状況の変化のスピードは加速しており、センターに求められる役割も刻々と変化し、更なる見直しが必要となっています。

そこで令和7年度に、これまでの経緯も踏まえ、今後5年間（令和8～12年度）に取り組むべき事項を整理するとともに、令和9年度以降の人員配置・予算への反映等を目的として、新たに検討を行いましたので、そのまとめ及び今後の方向性を記します。

### 2 検討事項の柱

これからの地域療育センターに求められる役割の検討を行うとともに、地域において発揮すべき児童発達支援センターとしての中核的な役割についても議論を行うこととし、検討の柱としては、以下の2つとしました。

- (1) 柱1：地域の関係機関との連携の強化…アウトリーチを中心とする相談支援の充実、地域支援の取組強化
- (2) 柱2：学齢期の支援の充実

### 3 開催経過

	実施日程	主たる検討内容等
第1回	令和7年8月22日	検討会設置の趣旨説明、地域療育センターの現状及び課題の共有
第2回	令和7年9月18日	柱1：アウトリーチ・地域支援(1)
第3回	令和7年10月30日	柱1：アウトリーチ・地域支援(2)
第4回	令和7年11月28日	柱2：学齢期の支援(1)
第5回	令和7年12月15日	柱2：学齢期の支援(2)
第6回	令和8年1月15日	検討結果のまとめ

### 4 【参考】国における方針

令和4年度 児童福祉法改正、令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センターにおいては類型の一元化とともに、4つの中核機能の明確化が図られ、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割が求められるものとされました。

- (1) 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備
- (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化
  - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ② 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
  - ③ 地域のインクルージョンの中核機能
  - ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

本市としても、中核機能の発揮に向けた地域の支援体制整備のため、地域において中核機能をどのように整備・発揮していくか、支援が必要なこどもをどう支えるかという方針を定め、その実現を目指す必要があります。今回の推進連絡会において、改めて現在果たしている役割や取組状況の確認・共有を行うとともに、より一層の拡充に向けての検討を行いました。

## 5 検討状況まとめ(抜粋)

### (1) 柱1:アウトリーチ・地域支援にかかる令和9年度以降の方針について

#### ア 目的

- ・国における4つの中核機能の明確化等を踏まえた、地域の関係機関との連携の強化(アウトリーチを中心とする相談支援の充実、地域支援の取組強化)

#### イ 方向性(予定)

- ・今後(令和9年度以降)、様々な要因によりセンターの通園利用ニーズが減少傾向となることを想定し、クラス数が減少となる場合の職員(クラス担任2~3名分)について、地域支援・アウトリーチ対応人員に振り向けることを検討します。
- ・アウトリーチ・地域支援の実施主体は、これまで中心的に担ってきたソーシャルワーカーに限定せず、職種を問わず広く取り組むこととします。

#### ウ 令和8年度中検討事項

- ・アウトリーチ・地域支援を担える人材の育成には時間を要することから、モデル実施センター(後述)を中心に人材育成にかかる検討を行います。
- ・センター通園利用ニーズ(クラス数)の見込みについて、精度の高い予測ができるよう、全てのセンターにおいて検討を行います。

### (2) 柱1:アウトリーチ・地域支援にかかる令和8年度モデル実施について

上記令和9年度以降の対応を見据え、法人毎1センターにおいて、令和8年度限定のモデル実施を行います。

#### ア 目的

- ・上記令和9年度以降のアウトリーチ・地域支援の拡充に向けた人材育成及びそのノウハウの蓄積

#### イ 効果検証等

- ・令和9年度以降の他センターへの横展開を前提として、令和8年度中に並行して効果検証及びその共有を行います。モデル実施したアウトリーチ策・人材育成ノウハウ等について、他センターへの横展開のため、汎用化しマニュアル化等に取り組みます。

### (3) 柱2:学齢期支援にかかる令和8年度の対応について

#### ア 検討経緯

- ・令和5年3月の「『地域療育センターの見直しについて』検討のまとめ」においても、「学齢児対応(教育との役割の整理)」は今後の課題としていました。今回の令和7年度会議においては、まずは各センターにおける取組状況・課題認識等を共有したうえで、課題の整理を行うこととしました。
- ・会議における委員からのご意見を踏まえ、教育委員会事務局の関連3課に対し、学びの場における「地域療育センターに求める役割」にかかるニーズ把握調査等を実施するなど、意見聴取を行いました。

#### イ 令和8年度の対応について

- ・学齢期支援については、平成13年度の学齢障害児支援の事業化からこれまでの経緯も踏まえ、引き続き課題の整理とその検討を行っていく必要があるため、令和8年度においても継続して検討を行うこととします。会議構成等については、今後調整を行います。

## 6 【参考】検討委員

地域療育センター:センター長、療育部門、相談・地域サービス部門ご担当者、法人ご担当者 等

横浜市:こども青少年局、教育委員会事務局(オブザーバー)

## 学齢後期障害児支援事業の実施について

### 1 4事業所との意見交換会開催状況等について

- (1) 第1回:令和7年6月24日、第2回:令和7年9月30日、第3回:令和7年12月18日  
(第4回:令和8年2月26日予定)
- (2) 第2・3回の主な検討内容及び意見(抜粋)

#### ア 研修等にかかる外部機関との連携について

- ・小学校の通級・保護者向けや、各区中学校特別支援教育コーディネーター協議会、自立支援協議会、就労移行支援事業所等、幅広い研修依頼に対応している。アウトリーチは非常に重要だが、マンパワーが必要。
- ・支援者向け、保護者向けでそれぞれ資料が異なることから、準備には手間を要する。4事業所での共通部分は、統一資料の調整を検討。

#### イ 地域の医療機関との連携について

- ・一部事業所において、地域の医療機関と連携に向けて、書面で働きかけたのち、連携意向がある医療機関には直接周知に出向いている。専門的な相談対応の充実のためにも、診療は外部とも連携しながらの対応を検討。

#### ウ 18歳以降の対応

- ・各事業所において可能な限り柔軟に対応しているが、長期的には診療・相談ともに地域の各機関等につなぐことが必要。ケースの状況による部分も大きい。第4回意見交換会も含め、引き続き検討を行う。

### 2 申し込みから相談までの期間等について

市内4か所目として、「横浜市学齢後期発達相談室みなと」が令和5年度末に開設。令和6年度は、関係機関への周知を行うなど、事業を軌道に乗せるために時間を要した部分もあった。その後令和7年度は、みなとの新規申し込み・継続相談は、ともに前年度比で増加している。

また直近の傾向として、要因の分析は今後精査を要するが、リハビリテーションセンター及びくらすの令和7年度における相談までの待機期間について、大幅に短縮傾向にある。

表:相談期間実績推移(申込からインテークまで)

(単位:日)

	小児療育 相談センター	横浜市総合リハ ビリテーション センター	横浜市学齢後期 発達相談室 くらす	横浜市学齢後期 発達相談室 みなと
令和元年度	19.3	29.6	50.6	—
令和2年度	20.2	110.2	42.2	—
令和3年度	20.9	30.7	52.3	—
令和4年度	40.1	25.6	118.2	—
令和5年度	38.9	35.7	153.2	—
令和6年度	35.3	48.1	138.9	19.5
令和7年度※	51.9	17.5	76.3	22.9

※令和7年12月末  
時点速報値

【備考】相談期間実績は、利用者のご意向により相談開始時期を遅らせた場合等も含まれます。

## 令和7年度 特別支援教育に関する取組みの状況について（報告）

### 1 横浜市特別支援教育推進指針の主な取組みに関する進捗（発達障害に関連する取組を抜粋）

#### （1）特別支援教室実践推進校（指針 P. 17、20）

特別支援教室とは、児童生徒が在籍する学級を離れて学習等をするためのスペースです。横浜市では、特別支援教室を全校設置とし、校内体制の工夫により運営しています。

また、各学校において特別支援教室の活用を推進し、重点的に実践する学校を「**特別支援教室実践推進校**」として選定しています。特別支援教室実践推進校には、非常勤講師を配置し、特別支援教室のさらなる活用を推進しています。

令和7年度は、実践推進校を18校増やし計120校として活用を図りました。

#### 《次年度の予定等》

令和8年度は、特別支援教室実践推進校を「特別支援教室活用推進校」という名称に改め、さらなる拡充を図っていく予定です。

#### 【参考：特別支援教室活用推進校の今後の予定】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
36校	52校	102校	120校	170校

#### （2）校内通級モデルの実施について（指針 P. 20）

横浜市における通級指導は「通級指導教室」が設置された学校に通って通級を受ける「他校通級」が主たる実施方法です。

今回の校内通級モデルでは、通級指導教室が設置された学校に通うのではなく、普段通学する学校内で通級指導が受けられること（自校通級）を目指して検討を進めました。

令和7年4月より、「平沼小学校」、「みなとみらい本町小学校」の2校でモデルを開始し、1年間で計16名の児童が校内通級を利用しました。

#### 《次年度の予定等》

令和8年度も引き続き拡充を図ることとし、4校程度拡充する予定です。

#### （3）小・中学校における通級指導教室の新設（指針 P. 22、24）

通級指導教室を利用する児童生徒は増加傾向にあり、平成27年度から令和6年度の10年間で約1.4倍に増加しています。（H27年度：2,093人、R6年度：2,909人）

増加するニーズに対応するため、通級指導教室を「南神大寺小学校」、「松本中学校」に「情緒障害、LD・ADHD通級指導教室」を設置しました。令和8年4月以降、実際に指導を開始していきます。

#### (4) 特別支援教育に関する研修の充実に向けた取組み（指針 P.34）

特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援に関する教職員の専門性の向上を目指して、特別支援教育に関する研修の充実を図りました。今後も引き続き取り組んでいきます。

##### 【参考：主な取組み】

- ・毎年1回以上の特別支援教育に関する研修を、全校長向けに実施
- ・毎年1回以上の特別支援教育に関する学校内での研修実施を必須としており、全教員が特別支援教育に関する研修を受講
- ・令和6年度から、第1ステージ（1～3年目）の教員の法定研修である初任者研修の内容として特別支援教育に関する内容を盛り込むとともに、第2ステージ(概ね4～7年目)、第3ステージ(概ね8～15年目)の教員に対しても、各キャリアに応じた特別支援教育に関する研修受講を必須化
- ・毎年度、特別支援教育に関する校内支援体制の構築や特別支援教育の推進役になり得る人材の育成を目的に、特別支援教育コーディネーター養成研修を実施

## 2 「すべての児童生徒が安心して学校生活を送るためのガイドライン（以下、ガイドライン）」の策定について

人は誰でも心が落ち着かなくなったり、不安になったりすることがあり、また、様々なきっかけや原因によって、大きな不安や恐怖を感じることもあります。学校生活において、児童生徒がそのような状況になった際、教職員は、安全を確保しつつ、児童生徒の気持ちや状況に寄り添いながら支援することが必要となります。

そこで、すべての児童生徒が安心して、充実した学校生活を送れるよう、校内体制を整えながら教職員が適切に支援を行うための、横浜市としての考え方を明確に示すことを目的として、令和7年4月にガイドラインを策定しました。また、ガイドラインの活用を図る取組みも実施しました。

##### 【活用に向けた取組み】

###### ○HPでの公開

横浜市のHPで当ガイドラインを公開しました。

###### ○校長研修の実施

ガイドラインの趣旨を理解し、活用を図るため、小・中・高・特別支援学校の校長を対象とした校長研修を全4回実施しました。

##### 【参考：開催実績】

- ・第1回 令和7年5月28日（水）
- ・第2回 令和7年5月29日（木）
- ・第3回 令和7年5月29日（木）
- ・第4回 令和7年5月30日（金）

###### ○教員研修の実施

ガイドラインの趣旨を理解し、活用を図るため、小・中・高・特別支援学校の教職員を対象とした研修をeラーニングで実施しました。

###### ○市立学校での取組状況の把握

各方面の学校教育事務所が実施する後期通年訪問の中で、ガイドラインの活用状況等について確認を行いました。その中で把握された好事例をまとめ、今年度中に全市立学校へ発信する予定です。

### 3 個別支援学級へのコンサルテーション事業について

個別支援学級では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった支援が求められています。また、個別支援学級で学ぶ児童生徒数は年々増加している中、児童生徒の障害等の状況も多岐に渡り、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。

そこで、日ごろから学齢期の子どもの発達支援を行う民間事業者に委託し、個別支援学級の教員へコンサルテーションを行う事業を新たに開始し、令和7年度は市内の小・中学校計8校に対してコンサルテーションを実施しました。

#### 【事業実績】

○方面別に各2校、計8校で実施。

○受託事業者

日ごろから学齢期の子どもの発達支援を行う事業者を募集し、入札で事業者を決定。

東部・西部方面：TASUC株式会社

南部・北部方面：特定非営利活動法人フトゥーロ

○コンサルテーションを実施してのモデル校の所感

- ・教員の日々取り組んでいる指導内容を評価してもらえて、大変ありがたかった。
- ・受託事業者からいただいた新たな視点をもとに行った指導を評価してもらい、意欲の向上につながった教員がいた。
- ・受託事業者が学校の立場を理解した上で、学校が取り組める指導を提案してくれた。
- ・学校全体の特別支援教育の充実に向け、教員だけでなく学校管理職にとっても有効な指導手法等を学ぶ機会となった。

#### 《次年度の予定等》

当事業に一定の効果が出ていると考え、次年度も引き続きモデルの拡充を図ります。

令和8年度は、モデル校を8校増やし、計16校で実施していく予定です。対象となる学校については、今後選定を行っていきます。

#### 4 横浜市立高等学校（以下、市立高校）における「通級による指導」の実績報告について

##### (1) 横浜総合高校（拠点校）での「自校通級」〔自閉症、情緒障害、学習障害、ADHD〕

- ・申請のあった生徒 82 名に対し、指導を実施

##### 【参考】申請者数の推移

年度	R 5	R 6	R 7
人数	5 2	6 1	8 2

- ・通級担当専任の教員 6 名を配置
- ・教科指導教員が通級指導に当たれるよう、週 18 時間分非常勤講師を配置
- ・専用教室（個別指導室と職員室が併設）を使用し指導
- ・心理相談員を派遣し、希望者に心理検査（ウェクスラー式知能検査）を実施

##### (2) 盲特別支援学校・ろう特別支援学校での「他校通級」〔弱視、難聴、言語障害〕

- ・申請のあった生徒 2 名を対象に、ろう特別支援学校での他校通級を実施

##### (3) 市立高校を対象にした「巡回指導」〔自閉症、情緒障害、学習障害、ADHD〕

- ・拠点校の通級担当専任教員が、各校へ巡回して指導を実施
- ・申請のあった市内 5 校、計 10 名の生徒を対象に、指導を実施
- ・月 1～2 回程度、1 回あたり 1～2 単位時間（50 分～100 分）の指導を主に放課後に実施

##### (4) 教職員への研修等

- ・特別支援教育コーディネーター協議会での、担当者向け研修を 7 月に実施
- ・ろう特別支援学校教員による、教員対象研修会を実施（他校通級実施校にて 7 月に実施）

##### (5) 通級による指導に関する相談体制

- ・拠点校によるセンター機能を活用した「通級による指導」への事前相談を実施

## 発達障害地域連携プログラムの展開について

発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携の取組として実施してきた、発達障害地域連携プログラムについて、これまでの成果と現状を踏まえ、発展的な転換を図り、より実務に即した柔軟な連携体制に移行します。

### 1. 発達障害地域連携プログラムとは

別紙1参照

### 2. 発達障害に関する相談の状況

発達障害地域連携プログラムを通じて、横浜市発達障害者支援センターが三機関定例カンファレンスや各区自立支援協議会へ出席するなど、区役所だけでなく地域の相談支援機関との連携が広がり、定着してきています。このような取組を通じて、横浜市発達障害者支援センターと一次相談支援機関との個別ケースの連携事例も増加しており、発達障害の相談を地域で受け止め、専門機関として横浜市発達障害者支援センターが地域の相談支援機関をバックアップする体制が構築されつつあります。

その他、発達障害者支援センターでは地域連携プログラムを含め、地域の関係機関や地域住民など幅広い対象者に研修や広報啓発活動を実施しています。

#### 【横浜市発達障害者支援センターの相談支援概況】

- ・相談支援件数（延件数）：（R3）1,528件 →（R6）2,291件
- ・機関連携（コンサルテーション）件数：（R3）945件 →（R6）1,217件

#### 【横浜市発達障害者支援センターによる機関連携、広報啓発活動】

別紙2参照

### 3. 令和8年度以降の方向性（案）

上記のことから、発達障害地域連携プログラムの当初の目的については、一定の成果が得られたと考えられます。また、発達障害者支援センターが実施してきた研修やコンサルテーションの拡充により、地域の相談支援機関の専門性向上や連携体制の基盤づくりも進んでいます。

一方で、相談件数・機関連携（コンサルテーション）件数は増加しており、専門機関として地域の相談支援機関をバックアップするニーズは高く、今後も連携が求められています。

こうした状況を踏まえ、令和8年度以降は、発達障害地域連携プログラムで実施してきた機能を日頃の相談支援や機関連携の実務へ統合していきます。

## (1) 考え方

- ① 発達障害地域連携プログラムの当初目的の達成
  - ・ 相談機関との協働体制が構築され、連携が定着している。
  - ・ 研修実施やコンサルテーションにより、地域全体の支援力が底上げされている。
- ② 今後は事業としての「プログラム」から「実務」で連携を継続する段階へ
  - ・ 個別ケースへの伴走支援、協働検討のニーズは増加。
  - ・ 形式的なプログラム維持より、日常的な連携機能を強化することが重要。
- ③ センター本来の相談・コンサルテーション機能を強化し、効果的な連携を継続
  - ・ 増加する相談への対応力を高めることが、地域全体の支援力強化につながる。

## (2) 今後の動き

- ① 各区自立支援協議会への参画を継続し、地域の課題把握と連携を維持する  
⇒ 区の実情に応じた相談・支援課題の把握
- ② 個別ケースへのコンサルテーションや支援を強化する  
⇒ 区からの依頼に応じ、センター職員がケース検討・支援方針の整理を支援
- ③ ニーズや希望に合わせた対応で連携ができるよう研修メニュー等も整理し関係機関へ周知する  
⇒ テーマ別や実践編など段階的な受講が出来るような構成についても検討

## (3) 移行時期

令和8年度

## 【参考】「発達障害地域連携プログラム」について

発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携の取組。

※ 平成 24・25 年度の横浜市発達障害検討委員会の検討内容に基づき、「特定相談日」としてスタート。令和 2 年度に運用に係る検討を行い、実施方法等を一部変更の上、令和 3 年度から「発達障害地域連携プログラム」として実施している。

## (1) 目的

- ア 地域の相談支援機関で抱える困難ケース等に対し、発達障害者支援センターとともに支援方法等を考えること。
- イ 発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携を構築・強化すること。

## (2) 内容

発達障害者支援センター職員が各区の一次相談支援機関に出向き、両者の連携により、次のア・イを実施する。

## ア ミーティング

【内容】発達障害者支援センター担当職員との顔合わせ、各区で抱える課題の共有、「連携プログラム」の実施方法の検討 等

【実施回数】年 1 回以上

【対象】原則として三機関（区役所・基幹相談支援センター・生活支援センター）



## イ 連携プログラム

【内容】各区の実態に合わせ設定

## ■ 実施内容の例

① 個別ケースに関する相談

② 事例検討

③ 発達障害に関する研修

④ その他

## 横浜市発達障害者支援センターの機関連携・広報啓発活動実績（令和4～6年度）

## 【実施対象者】

市役所職員（高齢障害支援課、生活支援課、ひきこもり支援課等）、区自立支援協議会、障害福祉サービス支援関係者、地域ケアプラザ職員、地域ユースプラザ、青少年相談センター、医療機関、企業、後見人、地域住民 等

## 【研修・プログラム等の内容】 \* テーマ別に分類

- ① 基礎理解・特性理解 <発達障害の基本理解や特性把握に関する内容>
  - ・ 発達障害きほんのき
  - ・ 発達障害支援の い・ろ・は ～発達障害の理解と関わり方の工夫～
  - ・ 発達障害特性と環境調整
  - ・ 自閉症・発達障害の特性理解とその対応
  - ・ 発達障害 ～1人1人の個性に寄り添う支援～
  - ・ 発達障害の基礎知識 ～思春期・成人期の発達障害を正しく知る～
- ② 大人の発達障害・成人期支援 <成人期の生活や家族支援に焦点を当てたテーマ>
  - ・ 大人の発達障害 ～その特徴や対応について～
  - ・ 大人の相談支援から見えること
  - ・ 生活支援の現場から知る ～大人の発達障害～
  - ・ 成人期を見据えた支援 ～家族同士でつながるメリット～
  - ・ おとなの発達障害と家族
  - ・ おとなの発達障害と相談支援
- ③ 相談支援・支援実践 <具体的な支援方法・関わり方・支援技術に関する内容>
  - ・ 事例から学ぶ～発達障害のある方へ具体的な関わり方について
  - ・ 発達障害の方への支援 ～自閉傾向の強い方への支援について～
  - ・ 障害のある子の成長を見守る保護者の思い ～支援者にできることは何か～
  - ・ 発達障害のある方を支援する ～特性と環境調整から見えるアプローチ～
  - ・ 発達障害者への相談支援について
  - ・ 発達障害の理解と支援方法
  - ・ 発達障害研修 ～支援方針や見立て、役割分担について～
- ④ 就労・雇用支援 <就労支援に関連するテーマ>
  - ・ 発達障害者の就労について
  - ・ 障害別に見た雇用の実際（発達障害）
- ⑤ 事例紹介・協働支援 <連携の実践例や事例共有を扱うテーマ>
  - ・ 発達障害者支援センターの事業紹介と連携事例について
  - ・ 事例検討、事例紹介
  - ・ 機関コンサルケースの紹介
- ⑥ 専門職向け研修・センター紹介 <支援センターの役割や専門職対象の内容>
  - ・ 横浜市発達障害者支援センターの機能紹介
  - ・ 横浜市発達障害者支援センターについて・大人の発達障害について
  - ・ 発達障害のある大学生の支援と実践報告
- ⑦ 虐待防止・強度行動障害 <虐待防止や強度行動障害支援に関するテーマ>
  - ・ 虐待防止研修 ～強度行動障害について～

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への  
 具体的施策の展開について【答申】」の振り返りについて

令和2年6月の「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について【答申】」（以下、「答申」とする）において、横浜市が対象児・者への施策を展開するにあたりヒントとなる視点が「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」として6大項目・15小項目で示されるとともに、「喫緊に取り組むべき課題」を整理いただきました。

その後は、答申に対する取組状況を評価・検証するため、発達障害者検討委員会において、喫緊に取り組むべき課題を中心に議論を重ねてきました。

次年度においては、これまでの議論を踏まえ、答申全体の取組状況の振り返りを実施し、今後の施策展開を検討してまいります。

1. 実施方法について（案）

(1) 振り返りの実施方法

15の小項目ごとに、これまでの取組内容を整理します。

【振り返りシートイメージ】

大項目	小項目	これまでの取組	評価	今後に向けて
Ⅰ 本人への支援	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実			
	2 当事者の居場所の充実			
	3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上			
	4 成人期の課題に対する、本人支援の充実			

(2) 評価方法

以下のいずれかの方法で評価します。

案1：進捗状況について、◎・○・△などの評価をする

案2：◎等の印はつけず、文章で振り返りを記載する

(3) 振り返り後の進め方

振り返りを踏まえ、今後、優先的に取り組むべき事項・さらに強化すべき事項等を確認し、当該事項について、本検討委員会で検討を進めます。

\* 答申より抜粋

## 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

### I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

### II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実

### III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

### IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上

### V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

### VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

## II 保護者及び家族への支援

### I 保護者及び家族に対する支援の充実

発達障害の支援には、「本人」支援と並んで保護者及び家族支援が有効であり、重要である。このため、保護者等の交流の場等を促進するために、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム（ペアレントトレーニング）の充実などを検討すべきである。

## III 支援機関の連携と役割分担

### I 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応

支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。

また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。

### 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化

ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることのできる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

また、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、本人及び保護者・家族に対し、適切な時期に、確実に支援が届くような仕組みづくり等の検討も必要である。

## IV 支援体制の強化・充実

### I 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充

就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。

それに際しては、地域療育センターの機能見直しを抜本的に行うとともに、関係する地域の支援機関が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、効率的・効果的な支援体制の再構築及び必要な拡充を検討すべきである。

### 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上

学齢後期障害児支援事業等それぞれの支援組織が担うべき役割と方向性を明確にした上で、効率的・効果的な支援体制の再構築および必要な拡充を検討すべきである。

## V 人材育成

### I 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

今回対象とした児・者への支援に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。

また、専門性のあり方についても、改めて検討が必要である。

同時に、福祉・教育等関係者、企業、学校、地域社会など身近な支援者全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることも求められている。



# 横浜市における 状態が悪化した強度行動障害を有する者への 集中的支援について（案）

- 健康福祉局障害施策推進課
- 2026年2月

# 横浜市における状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援

## 令和8年4月から、居住支援活用型を実施開始

◆**居住支援活用型**（集中的支援加算Ⅱ）…500単位/日（3か月を限度）  
状態が悪化した者に対して、短期入所等の居住支援系サービスを活用して居住の場し、集中的支援を実施。終了後は、元の住まいや新たな住まいへ移行する（※）  
※集中的支援終了後の居住の場を確保、又は方針を決定し実施

### 【実施施設等】（横浜市が選定・登録）※令和8年4月～募集開始

- 障害者支援施設
- 共同生活援助 等

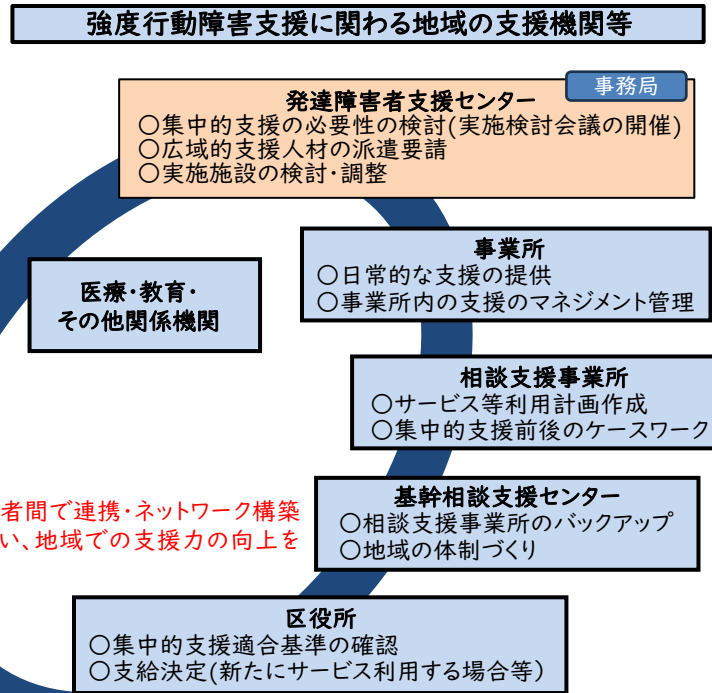
\*実施施設等は、アを必ず満たし、イ又はウいずれかに該当する施設等から選定  
ア 施設入所支援は重度障害者支援加算Ⅱ又はⅢ、共同生活援助・短期入所は重度障害者支援加算Ⅰ又はⅡを算定できる体制がある  
イ 強度行動障害者への標準的支援について外部専門家によるコンサルを継続的に受けている  
ウ 強度行動障害支援者養成研修の講師・ファシリ等派遣に協力している



・広域的支援人材が訪問した場合、1,000単位/日を算定可（月4回まで）  
・広域的支援人材に報酬として支払う

【**広域的支援人材**】（横浜市が選定・登録）  
○強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い地域を支援する人材  
○集中的支援計画を作成し、標準的支援（個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、環境調整等を行う）を実施しながら、助言を行う

\*広域的支援人材は、ア～ウのいずれかに該当する者から選定  
ア 中核的支援人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者  
イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害支援地域支援マネージャーである者  
ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると横浜市が認める者



参考：中核的人材  
○国または都道府県等で実施する中核的人材養成研修を受講し、標準的支援を踏まえた適切な支援を実施し、現場支援の中心となる人材  
※実施施設の中に中核的人材が配置されていない場合も集中的支援の利用は可



## 強度行動障害支援者ネットワークの構築

強度行動障害の状態にある方の支援は、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域でチームを組みながら標準的支援を実施することが求められます。

横浜市では、様々な法人の方にご協力いただきながら強度行動障害支援力向上研修をオール横浜市として実施しているため、その基盤を活かし、支援者ネットワークを立ち上げます。

### 【目的】

地域で活躍する人材同士がつながり、支援者間で支え合いながら、困難な事例に対応し、標準的支援の実現及び支援力向上を図る。

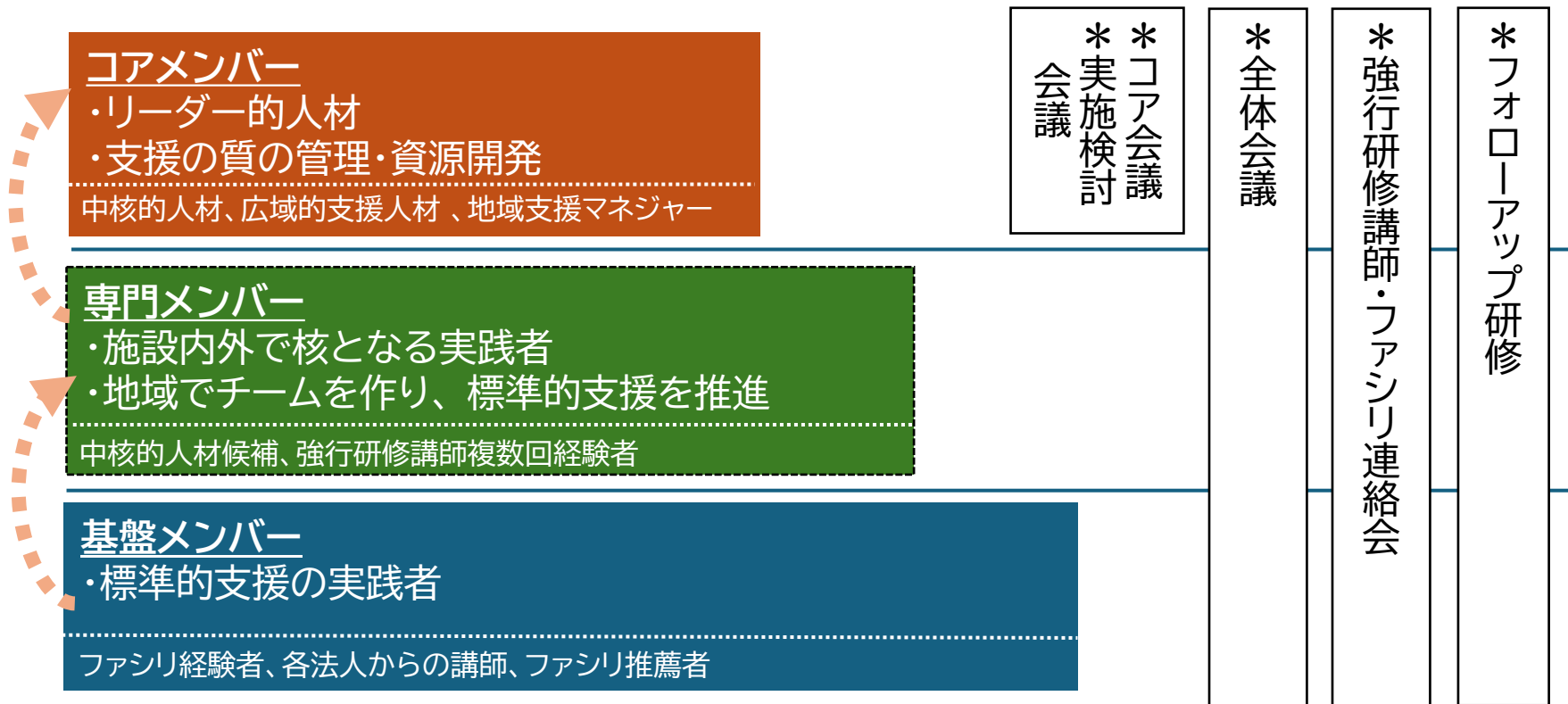
### 【メンバー】

横浜市内の障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害の状態にある方の支援に携わる方  
オブザーバー参加:横浜市、区ソーシャルワーカー、その他関係機関・団体 等

### 【事務局】

横浜市発達障害者支援センター

# 横浜強度行動障害支援者ネットワーク(仮称:Yknet) の構成



## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

## 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可。（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上。

## 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

## 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

## 【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※強行実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※強行実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新】受入・体制 360単位	【新】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護 ・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新】受入・体制 360単位	【新】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新】受入 30単位	【新】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 350単位	【新】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

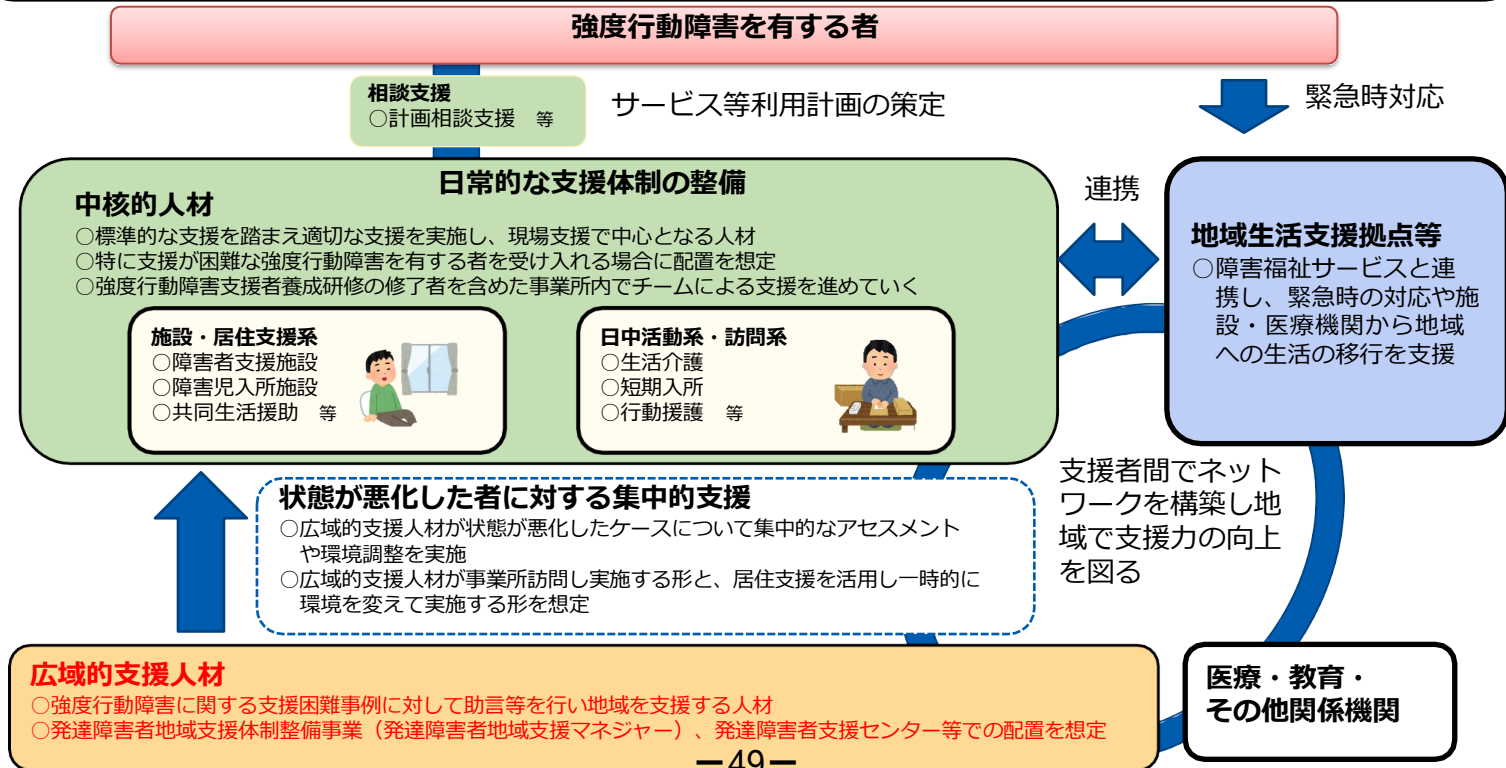
## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

## 【新】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



○強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要。

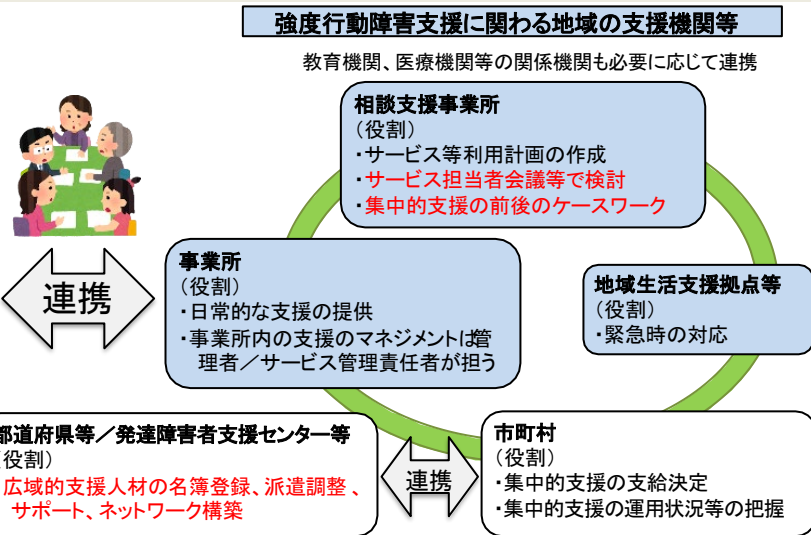
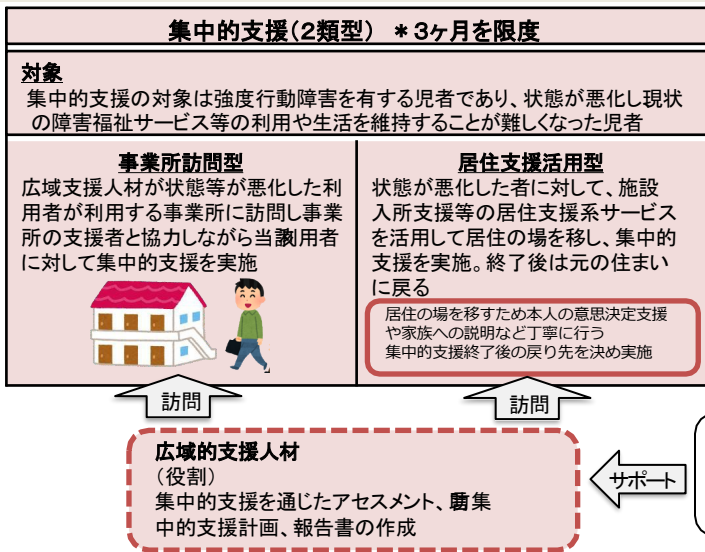
○集中的支援に関しても標準的な支援\*の考え方にに基づき実施する。

\*個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく支援

○集中的支援に関しても、事業所、市町村、相談支援事業所等、との連携が重要。

○集中的支援終了後は、サービス担当者会議等を活用し、個々の障害特性や環境調整等のアセスメント情報を関係機関と共有するとともに支援体制について検討する。

○都道府県等、発達障害者支援センター等は広域的支援人材の名簿登録、派遣調整に加えサポートやネットワーク構築など行う。



**その他留意事項**

- ・集中的支援実施後に再度状態が悪化した場合などは、必要性を検討した上で再度実施することも可
- ・居住支援活用型で集中的にアセスメントしたあと、事業所訪問型に切り替え、元の居住の場に広域的支援人材が訪問し環境整備をすることも可
- ・地域生活支援拠点等で緊急対応しているケースに対し集中的支援によるアセスメントを活用し支援体制の立て直しを図ることも可

通知：こ支障第75号障障発0319第1号

令和6年3月19日

状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について

より抜粋

## ①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

ア **中核的人材養成研修の講師等**（ディレクター・トレーナー）である者

（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に3月25日頃を目途に送付予定）

イ **発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャー**である者

ウ その他**強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者**

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（**事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者**）であって、国が実施している**強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）**に自治体の推薦を受けて参加した**経験があること**や、**都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者**であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算（I）は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

## 1 目的

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号。以下「告示」という。)第14号及び第15号並びに別表の規定に基づく中核的人材養成研修の実施を通じて、強度行動障害を有する児者の障害特性を正しく理解し、機能的アセスメントを通して環境調整等を行う標準的な支援の実践を、支援現場で行うことのできる中核的人材の養成を図り、強度行動障害を有する児者へのより質の高い支援を確立し、もって発達障害者支援の円滑な運用に資することを目的とする。

## 2 定義

本要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) 中核的人材

障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター、障害児入所施設及びその他関連事業所（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材として本事業に参加し、または、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の中核的人材の研修に参加し、修了した者

### (2) サブ・トレーナー

(1)の中核的人材の研修を修了し又はのぞみの園の中核的人材の研修でサブ・トレーナーを経験した者で、都道府県等の長がサブ・トレーナーとして適当と認めて、5の(6)修了者名簿等に登録した者

### (3) トレーナー

(2)のサブ・トレーナーとして本事業に参加し又はのぞみの園の中核的人材の研修でトレーナーを経験した者で、都道府県等の長がトレーナーとして適当と認めて、5の(6)修了者名簿等に登録した者

～後略～